

公正取引委員会事務総局（本局）

フリーランス取引適正化担当専門職員（相談員）（非常勤一般職国家公務員）募集要項

公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」といいます。）（令和6年11月1日施行予定）に基づき、フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組を行うこととしており、その体制整備のために、今般、非常勤一般職国家公務員を募集することとしました。

1 勤務地及び所在地

公正取引委員会事務総局（本局）

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

2 業務内容

- ・ 事業者からの問い合わせ、相談への対応、相談対応記録の作成（電話での対応が中心ですが、事業者が来庁して対面で対応することもあります。）
- ・ その他、上記に関連する業務

3 募集人数 2名程度

4 給与等

(1) 日額給与

7,332円～9,515円

- ※1 日額給与のほか通勤手当（上限月額55,000円）が支給されます。
- 2 勤務状況等に応じ、賞与が支給されます。
- 3 原則として超過勤務はありません。

(2) 社会保険

医療保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。

5 任用予定期間

令和6年10月～令和7年3月

（採用日は前後することがあります。勤務状況に応じ、更新の可能性があります）

6 勤務日及び勤務時間

毎週月曜日から金曜日まで

勤務時間：1日に6時間（10:00～12:00、13:00～17:00）

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は勤務を要しません。

年次休暇：年次休暇（有給）は、採用された令和6年10月から6か月経過後の令和7年4月（更新された場合）に、規程に基づく日数が付与されます。

7 応募資格

相談対応業務（含む電話対応）や営業職又はこれらに関連する分野において、相当の実務経験を有し、一定の事務処理（ワード・エクセル等）がこなせる方（性別・年齢不問）。

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

8 応募方法

(1) 応募書類

- 志望動機 別添参照
- 履歴書1通

裏面に氏名を記載した写真（6か月以内に撮影したもの）を貼付してください。

また、職務経歴（期間、勤務先、職種、雇用形態等）、日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス）も明記してください。

なお、応募書類は一切返却いたしません。当方にて責任をもって廃棄いたします。

応募の秘密については厳守いたします。応募書類に記載されている個人情報、選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

(2) 応募書類の送付先

ア 電子メールの場合

電子メールにより応募書類を送付する場合には、以下のメールアドレス宛てに電子メールを送信してください。

fl-saiyou2024-O-jftc.go.jp

公正取引委員会事務総局 取引部 フリーランス取引適正化室（非常勤職員採用担当）

※ 迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としています。
メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

イ 郵送の場合

郵送により応募書類を送付する場合には、以下の住所を宛先として郵送してください。

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会事務総局 取引部 フリーランス取引適正化室（非常勤職員採用担当）

(3) 提出締切日

令和6年8月16日（金）（必着） *採用予定者が決まり次第、締め切ります。

9 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 人物審査

1次選考を経て、2次選考を行うこととなった方に、随時、2次選考の日時・場所を連絡させていただきます。

※求人に関する特記事項

- ・ 服務、勤務時間、休憩時間は、人事院規則によります。
- ・ 国家公務員法第38条の規定により、国家公務員となることができない者に該当しない方が応募できます。
- ・ 日本国籍を有する必要があります。
- ・ 国家公務員法及び独占禁止法に基づく守秘義務が課されます。
- ・ 賞与支給に当たっては、諸条件があります。支給回数は年2回で賞与月数は計約4か月分ですが、任用予定期間である令和6年10月～令和7年3月に関しては、支給回数は1回となります。
- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証明書として使用します。
- ・ 申込者多数の場合、募集期間終了前に締め切る場合があります。
- ・ 質問等がなければ事前連絡は必要ありません。ハローワークの紹介状を取得した上で、応募書類（履歴書・職務経歴書※）と併せてEメール又は郵送してください。※職務経歴書には、雇用形態を記載してください。

- ・ Eメールアドレスをお持ちの方は、必ず履歴書にEメールアドレスを明記してください。
- ・ 応募書類を郵送する際の宛先は、朱書で、「公正取引委員会経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室非常勤職員（相談員）採用担当宛」と御記載ください。
- ・ 応募書類をEメールで送付する場合、Eメールの件名は「【応募】フリーランス取引適正化担当専門職員（相談員）」と御記載ください。
- ・ 郵送いただいた応募書類については、採用担当において責任をもって破棄させていただきますので、御了承ください。

10 問い合わせ先

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局 取引部 フリーランス取引適正化室（非常勤職員採用担当）

担当：大泉、伊東、中村

電話：03-3581-5471（代表）（内線）2295、2664、2663

* 平日の9:30~12:00及び13:00~18:00

別添

志望動機について

志望動機を記載してください。

